

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の 活用状況と課題に関する調査・分析

報告書

平成 29 年 3 月

MR株式会社三菱総合研究所

本報告書は、文部科学省の平成 28 年度研究開発評価推進調査委託事業による委託業務として、株式会社三菱総合研究所が実施した平成 28 年度「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況と課題に関する調査・分析」の成果を取りまとめたものです。

目次

1. 本調査の目的と概要	1
1.1 調査の目的.....	1
1.2 調査の概要.....	1
1.3 実施体制、委員会開催日程	2
2. 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の理解及び既存調査研究のレビュー等を踏まえた調査方針の設定	4
2.1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の理解.....	4
2.1.1 本指針策定の背景と位置付け	4
2.1.2 本指針の特徴	4
2.1.3 本指針の内容	5
2.2 既存調査研究のレビュー	9
2.3 本調査における調査方針	9
3. アンケート調査の設計と実施結果	11
3.1 アンケート調査の設計と実施概要	11
3.1.1 調査対象.....	11
3.1.2 調査方法.....	11
3.1.3 調査票の設計	12
3.1.4 アンケート集計方法と留意点	26
3.2 アンケート回収状況及び回答機関のプロフィール.....	27
3.2.1 アンケート回収状況.....	27
3.2.2 アンケート回答機関（大学等、独法等の全機関）のプロフィール	28
3.3 【集計①】研究開発評価の実施の状況、本指針の認知、活用状況【問1】	36
3.3.1 研究開発評価の実施有無、実施している研究開発評価【問1】	36
3.4 【集計②】「機関評価」の実施内容、本指針の順守状況、課題等【問2】	41
3.4.1 機関評価を受ける立場【問2-A】	41
3.4.2 機関評価を実施する立場【問2-B】	54
3.5 【集計③】「課題評価」の実施内容、本指針の順守状況、課題等【問3】	60
3.5.1 課題評価を受ける立場【問3-A】	60
3.5.2 課題評価を実施する立場（大学等のみ）【問3-B】	73
3.5.3 課題評価を実施する立場（大学等以外のみ）【問3-B2-1】	89
3.6 【集計④】「研究者業績評価」の実施内容、本指針の順守状況、課題等【問4】 ..	93
3.6.1 教員・研究者等の研究開発業績に関する評価について【問4-B-1】	93
3.6.2 業績評価にあたり考慮している事項【問4-B-3】	98

3.6.3	業績評価の具体的な取組内容（自由回答）	102
3.7	【集計⑤】研究開発評価に関する課題認識等【問5】	107
3.7.1	研究開発の「評価システム」の実施事項【問5-1】	107
3.7.2	評価システムの合理化・省力化の具体的な取組内容（自由回答）	109
3.7.3	構築しているデータベースの内容【問5-3】	117
3.7.4	構築したデータベースの活用方法【問5-4】	121
3.8	【集計⑥】文部科学省における研究開発評価指針の認知状況、活用状況【問6】	125
3.8.1	研究開発評価指針の認知状況【問6-1】	125
3.8.2	研究開発評価指針の活用状況【問6-2】	127
3.8.3	研究開発評価指針を活用しない理由【問6-3】	131
3.8.4	評価実施主体、評価者及び被評価者間のコミュニケーション【問6-4】	134
3.9	【集計⑦】研究開発評価に関する課題認識【問7】	137
4.	ヒアリング調査の実施結果	142
4.1	国立大学法人九州大学	142
4.1.1	大学の概要	142
4.1.2	研究開発評価の方針（教育等含む）	142
4.1.3	実施している研究開発評価	143
4.1.4	研究開発評価の実施体制	147
4.1.5	評価制度運用の改善	149
4.1.6	研究開発評価指針の活用状況、課題等	152
4.2	国立研究開発法人理化学研究所	152
4.2.1	機関の概要	152
4.2.2	研究開発評価の方針	154
4.2.3	実施している研究開発評価	155
4.2.4	研究開発評価の実施体制	161
4.2.5	評価制度運用の改善・工夫	162
4.2.6	研究開発評価指針の活用状況、課題等	163
5.	アンケート、ヒアリングに基づくベストプラクティスのまとめ	164
5.1	「科学技術イノベーション創出、課題解決のためのシステムの推進」に関連するもの	164
5.1.1	【ベストプラクティス】研究者にインセンティブを与える評価	165
5.1.2	【ベストプラクティス】研究力の自己評価のための情報収集・活用体制	165
5.2	「ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等の推進」に関連するもの	166
5.2.1	【ベストプラクティス】研究者に果敢な挑戦を促す工夫	167

5.2.2	【ベストプラクティス】研究開発課題の評価において、長期的視点やリーダーのマネジメント力を考慮するために工夫している点	168
5.3	「次代を担う若手研究者の育成・支援の推進」に関連するもの	168
5.3.1	【ベストプラクティス】若手研究者向けプログラム及び若手支援	169
5.3.2	【ベストプラクティス】研究課題評価における若手研究者の考慮、無差別化	169
5.4	「評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善」に関連するもの	170
5.4.1	【ベストプラクティス】複数の評価の連携、効率化	171
5.4.2	【ベストプラクティス】研究開発評価にかかる情報システムの連携、効率化	172
5.4.3	【ベストプラクティス】様式等の統一、実施時期の統一、研究者の負担軽減等	173
5.4.4	【ベストプラクティス】研究開発評価等の推進部署による支援体制の強化	174
5.5	「研究開発プログラム評価」に関連するもの	174
6.	考察と提言	176
6.1	現状における課題の考察	176
6.1.1	本指針の活用状況に関する課題	176
6.1.2	国等における機関評価、課題評価の運営に関する課題	177
6.1.3	個別機関の研究開発評価の運営における課題	178
6.2	今後に向けた提言	179
6.2.1	本指針のわかりやすい整理、参考資料の作成（国）	179
6.2.2	機関評価における重複感や徒労感の排除、研究者の前向きな姿勢を引き出す評価運営に向けた改善（国）	180
6.2.3	より良い研究の推進のための改善や助言を重視した評価の重視（国、機関）	183
6.2.4	機関における研究力強化、研究開発戦略と研究開発評価との連携（国、機関）	184
7.	付録 アンケート調査票	185

目次

図 2-1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 27 年 4 月最終改定）の構成.....	6
図 3-1 アンケート回答機関の研究者数の分布	28
図 3-2 【機関の種別】アンケート回答機関の研究者数の分布.....	29
図 3-3 【研究者数規模別】アンケート回答機関の機関種別の分布	30
図 3-4 アンケート回答機関の研究者数本務教員数の分布	31
図 3-5 アンケート回答機関の本務教員数の分布.....	32
図 3-6 アンケート回答機関の本務職員数の分布.....	32
図 3-7 アンケート回答機関の学生数の分布	33
図 3-8 アンケート回答機関の設置学部・研究科の分布.....	33
図 3-9 アンケート回答機関の総収入に占める外部資金の割合の分布.....	34
図 3-10 【機関の種別】アンケート回答機関の総収入に占める外部資金の割合の分布	35
図 3-11 【研究者数規模別】アンケート回答機関の総収入に占める外部資金の割合の分布	35
図 3-12 アンケート回答機関の総収入に占める病院収入の割合の分布.....	36
図 3-13 研究開発評価の実施状況（全体）	37
図 3-14 研究開発評価の実施状況（総研究者数ベース）	38
図 3-15 研究開発評価の実施状況（機関の種別）	39
図 3-16 研究開発評価の実施状況（大学・機関の規模別）	40
図 3-17 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（全体）	41
図 3-18 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（全体）＜非該当除く＞.....	42
図 3-19 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（総研究者数ベース）	43
図 3-20 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（総研究者数ベース）＜非該当除く＞	44
図 3-21 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（機関の種別）	45
図 3-22 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（機関の種別）＜非該当除く＞..	47
図 3-23 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（大学・機関の規模別）	48
図 3-24 【被評価】第三者評価、認証評価の状況（大学・機関の規模別）＜非該当除く＞	49
図 3-25 【評価実施】研究開発機関等の自己点検・評価の状況（全体）	54
図 3-26 【評価実施】研究開発機関等の自己点検・評価の状況（総研究者数ベース）	55
図 3-27 【評価実施】研究開発機関等の自己点検・評価の状況（機関の種別）	57
図 3-28 【評価実施】研究開発機関等の自己点検・評価の状況（大学・機関の規模別）	58

図 3-29	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（全体）	61
図 3-30	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（全体）＜非該当除く＞	62
図 3-31	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（総研究者数ベース）	63
図 3-32	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（総研究者数ベース）＜非該当除く＞	64
図 3-33	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（機関の種別）	65
図 3-34	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（機関の種別）＜非該当除く＞	66
図 3-35	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（大学・機関の規模別）	67
図 3-36	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（大学・機関の規模別）＜非該当除く＞	68
図 3-37	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（研究開発制度・事業別）	69
図 3-38	外部資金により実施される研究開発課題評価の状況（研究開発制度・事業別）＜非該当除く＞	70
図 3-39	機関内公募型研究資金の年間合計の採択件数（全体）	74
図 3-40	機関内公募型研究資金の年間合計の予算規模（全体）	74
図 3-41	機関内公募型研究資金の採択件数 1 件あたりの年間合計予算	74
図 3-42	機関内公募型研究資金の年間合計の採択件数（機関の種別）	75
図 3-43	機関内公募型研究資金の年間合計の予算規模（機関の種別）	75
図 3-44	機関内公募型研究資金の年間合計の採択件数（大学・機関の規模別）	76
図 3-45	機関内公募型研究資金の年間合計の予算規模（大学・機関の規模別）	76
図 3-46	機関内公募型の研究資金の有無と目的（全体）	77
図 3-47	機関内公募型の研究資金の有無と目的（総研究者数ベース）	78
図 3-48	機関内公募型の研究資金の有無と目的（機関の種別）	79
図 3-49	機関内公募型の研究資金の有無と目的（大学・機関の規模別）	80
図 3-50	機関内公募型の研究資金による研究開発課題の評価実施・検討状況（全体）	81
図 3-51	機関内公募型の研究資金による研究開発課題の評価実施・検討状況（総研究者数ベース）	82
図 3-52	機関内公募型の研究資金による研究開発課題の評価実施・検討状況（機関の種別）	83
図 3-53	機関内公募型の研究資金による研究開発課題の評価実施・検討状況（大学・機関の規模別）	84

図 3-54	機関内公募型の研究資金の仕組みに対する点検や評価の実施状況（全体）	85
図 3-55	機関内公募型の研究資金の仕組みに対する点検や評価の実施状況（総研究者数ベース）	86
図 3-56	機関内公募型の研究資金の仕組みに対する点検や評価の実施状況（機関の種類別）	87
図 3-57	機関内公募型の研究資金の仕組みに対する点検や評価の実施状況（大学・機関の規模別）	88
図 3-58	課題評価を実施する立場（研究開発法人等全体）	90
図 3-59	課題評価を実施する立場（総研究者数ベース）	91
図 3-60	課題評価を実施する立場(大学・機関の規模別)	92
図 3-61	教員・研究者等の研究開発業績に関する評価（全体）	93
図 3-62	教員・研究者等の研究開発業績に関する評価（総研究者数ベース）	94
図 3-63	教員・研究者等の研究開発業績に関する評価（機関の種類別）	96
図 3-64	教員・研究者等の研究開発業績に関する評価（大学・機関の規模別）	97
図 3-65	業績評価にあたり考慮している事項（全体）	98
図 3-66	業績評価にあたり考慮している事項（総研究者数ベース）	99
図 3-67	業績評価にあたり考慮している事項（機関の種類別）	100
図 3-68	業績評価にあたり考慮している事項（大学・機関の規模別）	101
図 3-69	研究開発の「評価システム」の実施事項（全体）	107
図 3-70	研究開発の「評価システム」の実施事項（総研究者数ベース）	107
図 3-71	研究開発の「評価システム」の実施事項（機関の種類別）	108
図 3-72	研究開発の「評価システム」の実施事項（大学・機関の規模別）	109
図 3-73	構築しているデータベースの内容（全体）	117
図 3-74	構築しているデータベースの内容（総研究者数ベース）	118
図 3-75	構築しているデータベースの内容（機関の種類別）	119
図 3-76	構築しているデータベースの内容（大学・機関の規模別）	120
図 3-77	構築したデータベースの活用方法（全体）	121
図 3-78	構築したデータベースの活用方法（総研究者数ベース）	122
図 3-79	構築したデータベースの活用方法（機関の種類別）	123
図 3-80	構築したデータベースの活用方法（大学・機関の規模別）	124
図 3-81	研究開発評価指針の認知状況（全体）	125
図 3-82	研究開発評価指針の認知状況（総研究者数ベース）	125
図 3-83	研究開発評価指針の認知状況	126
図 3-84	研究開発評価指針の認知状況（大学・機関の規模別）	126
図 3-85	研究開発評価指針の活用状況（全体）	127
図 3-86	研究開発評価指針の活用状況（総研究者数ベース）	128
図 3-87	研究開発評価指針の活用状況（機関の種類別）	129

図 3-88	研究開発評価指針の活用状況（大学・機関の規模別）	130
図 3-89	研究開発評価指針を活用しない理由（全体）	131
図 3-90	研究開発評価指針を活用しない理由（総研究者数ベース）	132
図 3-91	研究開発評価指針を活用しない理由（機関の種別）	133
図 3-92	研究開発評価指針を活用しない理由（大学・機関の規模別）	134
図 3-93	評価実施主体、評価者及び被評価者間のコミュニケーション（全体） ...	135
図 3-94	評価実施主体、評価者及び被評価者間のコミュニケーション（総研究者数ベース）	135
図 3-95	評価実施主体、評価者及び被評価者間のコミュニケーション（機関の種別）	136
図 3-96	評価実施主体、評価者及び被評価者間のコミュニケーション（大学・機関の規模別）	137
図 4-1	九州大学の「5年目評価・10年以内組織見直し制度」の概要	145
図 4-2	九州大学の評価実施体制	148
図 4-3	九州大学のインスティテューショナル・リサーチ室（IR室）の体制	149
図 4-4	九州大学の法人評価・認証評価・教員活動評価の取組イメージ（第3期）	150
図 4-5	「教員活動評価支援システム」と「大学評価情報システム」に教員等が入力する時期の統合後のイメージ（仮称「PDCAレポート」）	151
図 4-6	理化学研究所の研究活動の概要	153

表目次

表 1-1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況等に関する調査委員会 名簿（順不同、敬称略）	2
表 1-2 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況等に関する調査委員会 開催日程.....	3
表 2-1 本指針が想定している評価対象と記載箇所.....	7
表 2-2 本指針が想定する評価実施主体と記載箇所.....	8
表 3-1 問 1：研究開発に関する評価の実施状況についての設問【実施有無を選択】	13
表 3-2 問 2：機関における研究開発活動に関する評価についての設問、指針該当箇所【実施有無を選択、問 2-A は被評価者、問 2-B は評価実施者の立場での回答。問 2-B-2 は自由回答（◆印）】	14
表 3-3 問 3：研究開発課題に関する評価についての設問、指針該当箇所【問 3-A は想定する事業を自由回答の上で実施有無を選択、問 3-B-1 は実施有無を選択、問 3-B-2 は自由回答（◆印）】	17
表 3-4 問 4：教員・研究者等の研究開発業績に関する評価についての設問、指針該当箇所【実施有無を選択、問 4-B-2 は自由回答（◆印）】	22
表 3-5 問 5：評価システムの状況について.....	24
表 3-6 問 6：「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」について.....	24
表 3-7 問 7：研究開発評価について感じている課題.....	24
表 3-8 問 8：機関のプロフィール等.....	25
表 3-9 アンケート調査結果の集計方法	26
表 3-10 調査票の回収状況	27
表 3-11 設置者別の調査票回収状況.....	27
表 3-12 アンケート回答機関の総研究者数（合計、機関の種類別、研究者数規模別）	30
表 3-13 第三者評価（法人評価）や認証評価を受ける立場としての課題や問題	50
表 3-14 自機関の自己点検・評価（実施する立場）における特徴的な取組.....	59
表 3-15 アンケート回答機関が回答に当たって想定した研究開発制度・事業.....	60
表 3-16 外部資金によって実施される研究開発課題に関する評価についての課題や問題	71
表 3-17 研究開発課題の評価において、長期的視点やリーダーのマネジメント力を考慮するために工夫している点.....	88
表 3-18 機関の教員・研究者、研究支援者の業績評価における「特性を踏まえた評価」の具体的内容.....	102
表 3-19 機関の教員・研究者、研究支援者の業績評価における「研究者の果敢な挑戦を促す工夫をした評価」の具体的内容	104

表 3-20	機関の教員・研究者、研究支援者の業績評価における「若手研究者を奨励する評価」の具体的内容	105
表 3-21	統合化・簡素化等といった評価システムの合理化の具体的内容	110
表 3-22	評価作業の省力化の具体的内容	113
表 3-23	研究開発評価について、感じている課題.....	138
表 6-1	本指針が想定している評価対象と記載箇所（再掲）	180
表 6-2	法人評価等との関係についての大綱的指針、文部科学省指針における関連記述（下線は、三菱総合研究所において付与）	181

1. 本調査の目的と概要

1.1 調査の目的

研究開発評価は、貴重な財源をもとに行われる研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で重要な役割を担っている。

文部科学省の所掌する研究開発は研究者の自由な発想を源泉とする学術研究から特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトに至るまで広範に渡っており、その研究開発評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月¹ 内閣総理大臣決定)及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成 14 年 6 月文部科学大臣決定(平成 27 年 4 月最終改定²))に基づき、研究開発の特徴や性格を踏まえた評価が行われている。

本調査では、国公立大学、大学共同利用機関(以下「大学等」という。)、資金配分機関を含む独立行政法人研究機関等(以下、「独立行政法人研究機関等」という。)を対象に、実務上における評価指針の活用状況や課題等を把握するとともに、今後の効果的・効率的な評価指針の活用方策等について調査・分析した。

1.2 調査の概要

本調査の概要は、次の通りである。

(1) 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の理解及び既存調査研究のレビュー等を踏まえた調査方針の設定

本調査を実施するにあたり、最初に、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の構成、指針における重点事項等について確認した。また、既存調査研究のレビューにより、研究開発機関等における研究開発評価の実施状況等を確認した。その上で、調査方針を決定した。

(2) アンケートの実施

研究開発機関等(文部科学省が公募時の仕様書で指定した 815 機関)を調査対象とし、研究開発評価の実施状況、実施上の工夫、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況についてアンケートを設計し、アンケートを実施した。

調査票は郵送にて各機関に送付し、回収は電子メールと郵送併用で行った。回収率は 64.0%を得た。

¹ 同指針は、本調査の開始後に策定されたものである。

² 次の改定について、平成 29 年 3 月 14 日、科学技術・学術審議会は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について」の建議を行った。

(3) ヒアリングの実施

調査対象である研究開発機関等のうち、国立研究開発法人から1機関（理化学研究所）、大学等から1機関（九州大学）を対象に、アンケート調査の結果を踏まえたうえでヒアリングを実施した。ヒアリングは、各機関において主に研究開発評価を担当している部局に対して実施し、現地調査とした。

ヒアリングでは、研究開発評価の実施状況、評価指針の活用に関する実態や課題、効果的・効率的な研究開発評価の取組事例等について伺い、事例情報として取りまとめた。

(4) アンケート、ヒアリング及び調査委員会での検討を踏まえた分析と提言

アンケートとヒアリングの結果を整理するとともに、大学等での傾向と独立行政法人研究機関等における傾向、共通点や差異について分析した。

さらに、検討委員会での議論も踏まえて分析と提言を取りまとめた。具体的には、評価指針の活用状況や課題について言及するとともに、今後の効果的・効率的な評価指針の活用方策に分けてまとめた。

1.3 実施体制、委員会開催日程

(1) 実施体制

有識者から構成される「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況等に関する調査委員会（以降、調査委員会）を開催して指導助言を受けた。

表 1-1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況等に関する調査委員会 名簿（順不同、敬称略）

区分	所属・役職	氏名
委員長	成城大学 社会イノベーション学部 教授	伊地知 寛博
委員	国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター アソシエイトフェロー	安藤 二香
	九州大学 基幹教育院 准教授	小湊 卓夫
	金沢工業大学大学院 イノベーションマネジメント研究科 教授	高橋 真木子
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授	林 隆之

(2) 委員会開催日程

検討委員会の各回の実施概要は、次の通りである。

表 1-2 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況等に関する調査
委員会 開催日程

回	日時・場所	検討内容
1	平成 28 年 12 月 22 日(木) 9:30～11:30 於：文部科学省	① 問題意識・全体方針について ② 研究開発評価指針の活用状況と課題に関する調査・分析のポイントについて ③ アンケート案について ④ その他
2	平成 29 年 3 月 13 日(月) 17:30～19:30 於：三菱総合研究所	① アンケート結果について ② アンケート結果の考察について

2. 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の理解及び既存調査研究のレビュー等を踏まえた調査方針の設定

2.1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の理解

2.1.1 本指針策定の背景と位置付け

(1) 背景

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（以下、「本指針」という。）は、平成 14 年度に最初に策定された後、これまで 3 回の大きな改定を経ている（平成 17 年 9 月、平成 20 年 10 月、平成 26 年 4 月）。

(2) 位置づけ

本指針は、文部科学省の所掌に係る研究開発について評価を遂行する上での基本的な考え方をまとめたガイドラインである³。

文部科学省本省内部部局及び文化庁内部部局（以下「文部科学省内部部局」という。）においては、本指針に基づき、実施要領を策定するなど所要の評価の枠組みを整備し、自らの研究開発に関する評価を行うこととする。また、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）並びに文部科学省所管の研究開発法人等においては、本指針を参考にしつつ、自らがその特性や研究開発の目的・手法・性質等に応じて多様で柔軟な評価システムを構築し、それぞれ適切な方法により進めることが期待される⁴。

2.1.2 本指針の特徴

当初、この指針は、研究開発評価の仕組み自体の導入を目的としていたが、実際に評価制度の導入が進み、様々な課題（例：評価の形骸化、評価負担の増大）が生じる中で、現行指針（平成 27 年 4 月最終改定）は、評価システムの運営改善を強く意識した内容となっている。

本指針の序章には、以下の記載がある（下線は、三菱総合研究所において付与）。

- 科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）に基づき科学技術基本計画が策定されて以降、国を挙げて本格的に研究開発評価の取組の推進が図られてきた結果、研究開発評価を行うための基本的な方針、留意事項等はおおむねこれまでの文部科学省研究開発評価指針において整理・記述されてきているが、今後は、これまでの研究開発評価の導入、試行錯誤の段階から、昨今の研究開発事情等を踏まえた、個別具体的な課題への対応を充実・発展させていくべき段階に来ていると考えられる。そのため、文部

³ 本指針「はじめに」より転載。

⁴ 本指針「はじめに」より転載。

科学省研究開発評価指針においても、これまで整理されてきた研究開発評価に係る「基本的事項」、「対象別事項」等の内容の充実・改善を図る一方で、グローバル化の進展、科学技術イノベーション創出の促進に関する重要性の増大など、社会や時代が抱える喫緊の諸課題等との関係で特に研究開発評価が積極的に対応していくべきと考えられる課題については、冒頭の第1章において特筆することとした。研究開発評価関係者は、研究開発評価の実務において、このような本指針改定の趣旨を踏まえた取組を積極的に進めていくことが期待される。

以上の趣旨に則り、本指針は、「特筆課題」として次の5点を掲げている。そして、これらの点を考慮した評価方法を、「施策」、「課題」、「機関」、「研究者業績」の対象別に示している。

- 科学技術イノベーション創出、課題解決のためのシステムの推進
- ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等の推進
- 次代を担う若手研究者の育成・支援の推進
- 評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善
- 研究開発プログラム評価

2.1.3 本指針の内容

(1) 本指針の構成

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」は、5章構成となっている。

1章で「特筆課題」について述べた後、2章では「評価の基本的考え方」、3章では対象別の評価の基本的事項について記載している。さらに、4章では配慮事項、5章ではフォローアップについて述べている。

本指針の文章中では、評価の実施者（例：文部科学省内部部局、研究開発機関等）の別に期待される取組が具体的に記載されている。

この流れを図にすると、次のようになる。

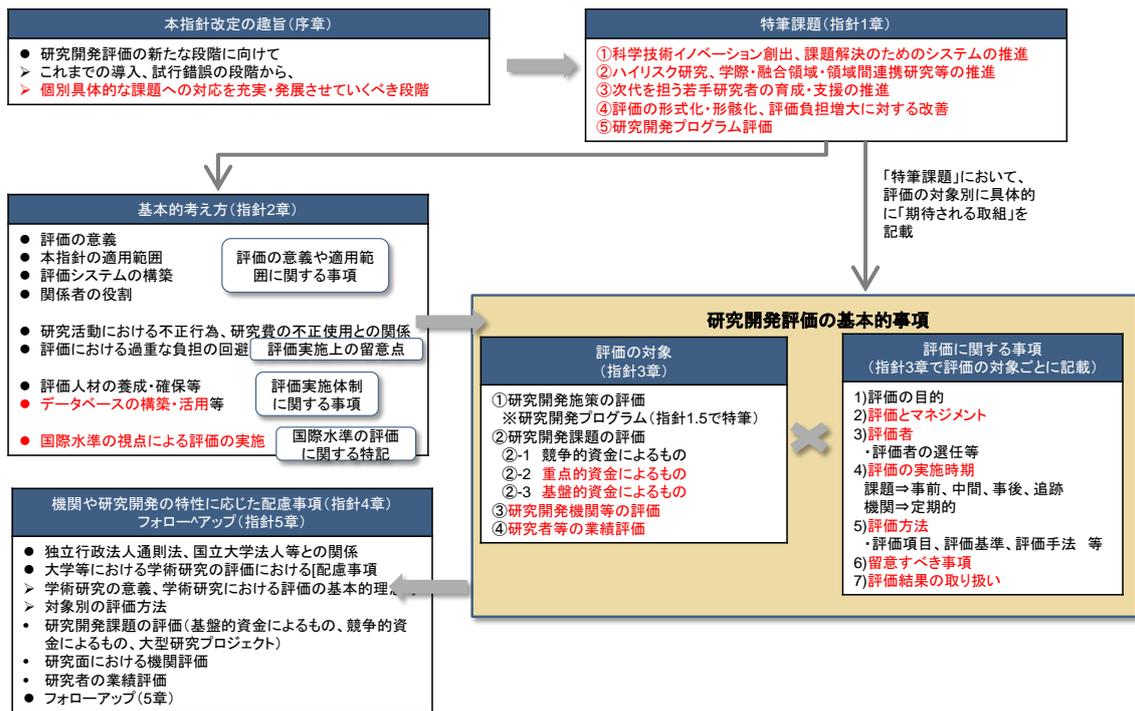


図 2-1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成 27 年 4 月最終改定)の構成

出所) 評価指針の構成をもとに三菱総合研究所において作成

(2) 本指針が想定している評価対象と記述

文科省の「研究開発評価指針」は、評価の対象として、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等」、「研究者等の業績」の4つを挙げている。

この4つのそれぞれについて、1章(特筆課題)、3章(対象別事項)、4章4.2(大学等における配慮事項)にわかれて記載がなされている。そのため、例えば、「課題評価」について指針を参照する際には、各章に分かれて記載されている内容を読み込む必要がある。

これをマトリクス表で整理すると次の表のようになる。

表 2-1 本指針が想定している評価対象と記載箇所

章	項目	全体	評価の対象				その他
			施策	課題	機関	研究者	
1章 特筆課題	1.1 システムの推進	1.1.1 全体	1.1.2 施策評価に際して	1.1.3 課題評価に際して	1.1.4 機関評価に際して	1.1.5 研究者の業績評価に際して	
	1.2 ハイリスク研究等の推進		1.2.1 施策評価に際して	1.2.2 課題評価に際して			
	1.3 若手研究者の育成等			1.3.1 課題評価に際して	1.3.2 機関評価に際して	1.3.3 研究者の業績評価に際して	
	1.4 評価の形式化等の改善	1.4.1 全体	1.4.2 施策評価に際して	1.4.3 課題評価に際して		1.4.4 研究者の業績評価に際して	1.4.5 PD, PO 制度の改善等
	1.5 プログラム評価						
2章	基本的考え方	2.1 評価の意義 2.2 適用範囲 2.3 評価システムの構築 2.4 評価者の役割 2.5 不正行為との関係 2.6 過重な負担の回避 2.7 評価人材の養成等 2.8 DB の構築・活用等 2.9 国際水準の視点					
3章	対象別事項		3.1 施策評価	3.2 課題評価 3.2.1 競争的資金 3.2.2 重点的資金 3.2.3 基盤的資金 3.2.4 その他	3.3 機関評価	3.4 研究者の業績評価	
			(上記の下位項目⇒) -. -. 1 目的、-. -. 2 評価とマネジメント、-. -. 3 評価者、-. -. 4 実施時期、-. -. 5 評価方法、-. -. 6 留意事項、-. -. 7 評価結果の取り扱い				
4章 配慮事項	4.1 独法通則法等との関係						
	4.2 大学等における配慮事項	4.2.1 基本的考え方					
		4.2.2 対象別評価方法		4.2.2.1 課題評価	4.2.2.2 機関評価	4.2.2.3 研究者の業績評価	

出所) 本指針をもとに三菱総合研究所において整理

(3) 本指針が想定している評価実施主体

本指針は、個別の事項について、評価の実施主体を文章中に明記している。実施主体のカテゴリは、次のように分類されている。

大きくは、文部科学省内部部局（ここでは便宜上、「A」とする。以下同様。）、研究開発機関等（B）、その他（C）に分けられている。

さらに、研究開発機関等（B）は、大学等（Ba）、研究開発法人等（Bb）に分かれる。

研究開発法人等（Bb）は、研究開発実施機関（Bb1）、資金配分機関（Bb2）に分かれている。

これを整理すると、研究開発評価の実施主体は、次のように分類できる。

- 文部科学省内部部局（A）
- 研究開発機関等（B）
 - ✓ 大学等（Ba）
 - ✓ 研究開発法人等（Bb）
 - 研究開発実施機関（Bb1）
 - 資金配分機関（Bb2）
- その他（C）

表 2-2 本指針が想定する評価実施主体と記載箇所

評価種別	A 文部科学省内部部局	B 研究開発機関等					その他の評価実施主体
			Ba 大学等	Bb 研究開発法人等	Bb1 研究開発実施機関	Bb2 資金配分機関	
研究開発施策評価	対象別 3.1 特筆 1.1、1.2、1.4			対象別 3.1	（左記に含まれる）	特筆 1.1、1.2、1.4	
研究開発課題評価	対象別 3.1 特筆 1.1、1.2、1.3、1.4	対象別 3.1 特筆 1.2、1.4	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	特筆 1.1、1.3	
競争的資金の評価	対象別 3.2.1	対象別 3.2.1	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	
	対象別 3.2.2	対象別 3.2.2	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	
			対象別 3.2.3	対象別 3.2.3	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	
研究開発機関評価	特筆 1.1、1.3	対象別 3.3 特筆 1.1、1.3	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	特筆 1.1、1.3
研究者業績評価		対象別 3.4 特筆 1.1、1.3、1.4	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	
研究開発プログラム評価	特筆 1.5			特筆 1.5	（左記に含まれる）	（左記に含まれる）	

出所) 本指針をもとに三菱総合研究所において整理

2.2 既存調査研究のレビュー

(1) 評価の実施状況

文部科学省においては、平成 27 年度に「研究開発評価に関わる人材の現状と育成に関する調査・分析」を実施している。この調査では、本調査とほぼ同様の対象（大学・研究開発機関等 838 機関）に対してアンケート調査を実施している。

本調査で、判明した事実としては以下の点があった。全体として、研究開発評価の取組状況は機関によってかなり差があることがわかった。

- 研究開発評価の実施状況は、以下の通り（調査結果の一部）。
 - ✓ 機関全体を単位とする、外部からの研究評価への対応（国立・公立大学法人評価や認証評価の研究評価に関連する部分等） 55%
 - ✓ 学部・研究科等の恒常的組織の研究活動を含む評価 35%
 - ✓ 研究者業績評価 57%
 - ✓ 機関の内部資金で行う研究開発課題（プロジェクト）の内部での評価 38%
- 研究開発評価に関連する業務従事者のうち専門職がいる割合は、大学等では 10%程度、独法等では 3 割程度。

(2) 研究者の業績評価の実施状況

文部科学省においては、平成 26 年度に「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析」を実施している。

この調査で、判明した事実としては以下の点があった。

- 大学等⁵において教員の個人業績評価を実施している機関は 49%であった。これは、平成 19 年度に実施した類似調査における比率（34%）よりも向上しているが、約半数の大学では実施していないという見方もできる。
- 大学の設置者別にみると、実施率は、国立大学 95%、公立大学 72%、私立大学 40%であり、国立大学での実施率が高い。

2.3 本調査における調査方針

以上の点を踏まえて、アンケート調査は、以下のような方針とすることにした。

- 本指針の趣旨を反映した調査票を設計する
 - ✓ 本指針の活用状況を把握するに当たっては、現行指針の理念をくみ取った運営が各機関においてなされているのかについて、注視する必要がある。そのため、評価指針のエッセンスを読み取り、調査票に反映する。

⁵ 大学共同利用機関法人を含む。

- 評価をほとんど実施していない機関から相当程度実施している機関までが回答できる調査票を設計する。